

## 「丹波の森公苑展示ギャラリー」の利用について

- 1 展示ギャラリー  
管理棟 1階 展示ギャラリー（正面入口を入り左手）  
展示場所はAとBの2箇所あります。展示作品数等に応じて展示場所をお選びください。  
なお、1箇所のご利用の場合、残るもう1箇所を他利用者に利用いただく場合があります。
- 2 利用内容  
絵画、写真、書、彫刻・彫塑等の作品の展示、発表及び情報提供の場としてご利用いただけます。
- 3 利用期間  
原則として、休苑日を除く12日以内とします。（搬入出日を含む）  
利用時間は、休苑日を除く9時から17時までとし、搬入及び搬出も同時間内に行うこととします。
- 4 使用料  
無料でご利用いただけます。  
※営利目的での利用はできません。会場での作品の販売はできません。  
光熱費及び展示に必要な備品の貸し出しについては無料とします。
- 5 展示用備品等  
丹波の森公苑が所有する以下の展示用備品等の貸し出しが可能です。  
ホワイトパネル(展示場所Aは常設8枚、展示場所Bは常設6枚)、グレーパネル(移動式)、パネル用フック、スポットライト、白布(※利用者でクリーニングして返却してください)、展示台・展示ケース ※備品は個数に限りがありますので必ず事前に相談してください。
- 6 申し込み方法  
申し込みは、利用日の1年前の月の初日から5日前までの間に、電話又は来苑のうえ直接申込みください。先着順にて受付を開始します。  
申込時に、「展示ギャラリー利用申込書」（様式1号）に必要事項を記入し提出してください。
- 7 作品の展示及び管理  
展示等の作業は原則として利用者でお願いします。利用者のみで作業が困難な場合には、係員が補助しますが、作業時の破損等の責任は負いかねますので、ご了承ください。  
また、展示品は利用者の責任において管理してください。利用期間中の展示品の破損、汚損、損失等の一切の責任は負いかねます。監視が必要な場合は、利用者が行ってください。
- 8 広報等  
案内はがき、チラシ等の作成、配布にあたっては、利用者は事前に担当者と協議することとし、作成等にかかる費用は利用者負担とします。  
また、展示会の看板が必要な場合、利用者で作成願います。  
なお、当公苑ホームページの掲載及び新聞社への開催案内は当公苑が行います。
- 9 原状の回復  
利用終了後、利用者の責任において、施設、備品等を原状に回復し、係員の点検を受けてください。  
利用者の過失により展示用備品等に破損等生じた場合は、利用者の負担において、原状回復を行っていただきます。
- 10 利用報告  
利用終了後は、「展示ギャラリー利用報告書」（様式2）を提出してください。
- 11 問い合わせ先  
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600  
(公財)兵庫丹波の森協会 丹波の森公苑 事業推進部文化振興課「展示ギャラリー」係まで  
休苑日：月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌日となります）  
TEL：0795-72-5170 FAX：0795-72-0899 <http://www.tanba-mori.or.jp/>

※展示ギャラリーの過去の展示については、丹波の森公苑ホームページ事業案内の展示ギャラリーよりご覧いただけます。「展示ギャラリー利用申込書」については、同ページのPDFよりダウンロードできます。